

日医発第 1102 号（保険）
令和 6 年 9 月 26 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品の追加について」及び
「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）」について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品の追加について」及び被保険者等への周知のため保険者等に対して周知を依頼する「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品の追加について
(令 6.9.24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
- ・長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）
(令 6.9.25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和6年9月24日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品の追加について

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品については、「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」（令和6年4月19日事務連絡）においてお示ししているところであるが、今般、別紙の薬剤について追加することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図らねたい。

(別 紙)

薬価基準記載 医薬品コード	品名	成分名	規格	メーカー名	薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬 品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
2699801V1165	ユーパ スタ軟 膏	精製白糖・ ポビドンヨ ード	1 g	テイカ製薬	12.4	9.7	0.68	11.72

事務連絡
令和6年9月25日

全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤の取扱いについては、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）等関係法令の一部改正に伴い、令和6年10月1日より、選定療養の仕組みを導入することとし、具体的な取扱い等について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）第3の30等においてお示ししたところです。

こうした取扱いに関する周知・広報については、厚生労働省ホームページにおいてポスター・チラシを公表し、これまでも、医療機関等における院内掲示など関係団体のご協力を得てきたところですが、医療保険者をはじめとした関係者の皆様方におかれましても、令和6年10月1日以降の円滑な施行に向けて、改めて内容をご理解いただくとともに、別添のチラシ等をご活用いただき、被保険者や関係者への積極的な周知・広報にご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○ 厚生労働省ホームページ

『後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



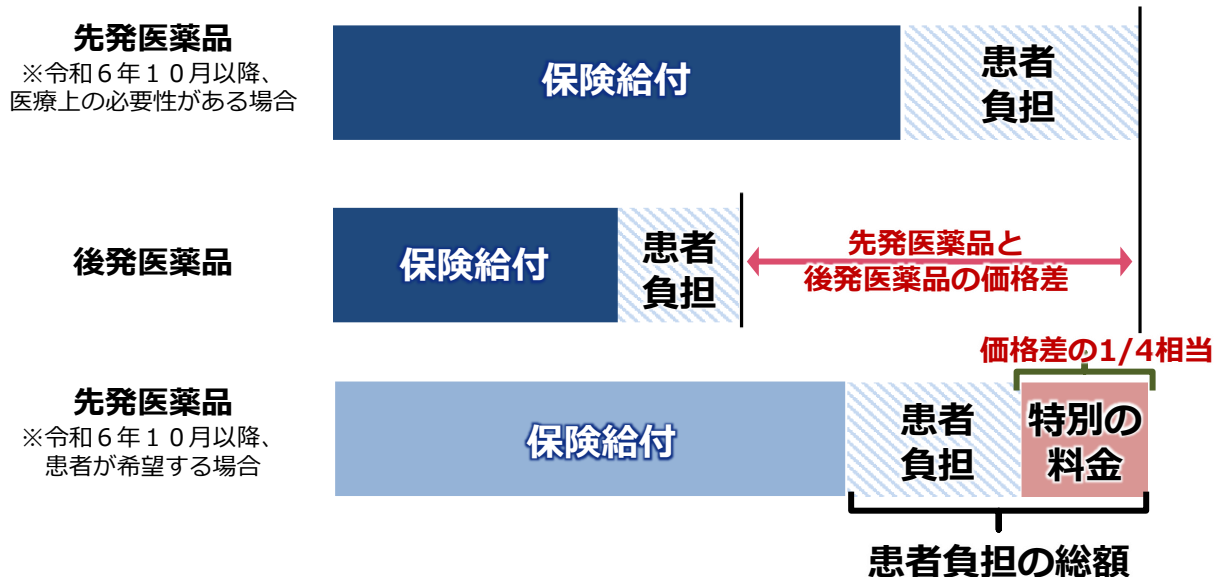
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。